

匝瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金 申請の手引き

令和7年5月27日版

**【本補助金申請 に係る問い合わせ・
申請書等提出先】**

(本補助金事務局)

匝瑳みらい株式会社

Mail: info-mail@sosa-mirai.com

TEL: 0479-85-8464

【本補助金制度 に係る問い合わせ先】

(市担当課)

匝瑳市ゼロカーボン推進課

Mail: z-suishin@city.sosa.lg.jp

TEL: 0479-73-0019

目次

I	はじめに.....	- 1 -
	・ 本補助金の概要.....	- 3 -
	（1） 本補助金の名称.....	- 3 -
	（2） 補助対象者（個人の場合）.....	- 3 -
	（3） 補助金額.....	- 4 -
	（4） 高効率空調機器等の要件.....	- 4 -
	（5） 申請の流れ.....	- 7 -
II	補助対象となる範囲.....	- 9 -
1	補助対象事業.....	- 9 -
2	補助対象設備の要件.....	- 10 -
3	補助対象経費.....	- 14 -
III	交付申請等について.....	- 15 -
1	交付申請について.....	- 15 -
	（1） 本補助金の申請に当たっての留意事項.....	- 15 -
	（2） 申請書等の提出先.....	- 15 -
	（3） 交付申請に係る提出書類.....	- 16 -
	（4） 記入方法	- 17 -
2	実績報告について.....	- 18 -
	（1） 実績報告の時期.....	- 18 -
	（2） 実績報告書の提出先.....	- 18 -
	（3） 実績報告に係る提出書類	- 18 -
3	その他報告・調査について.....	- 19 -
4	申請内容の変更（中止）・取下げについて.....	- 19 -
	（1） 変更（中止）について.....	- 19 -
	（2） 申請の取下げについて.....	- 19 -
5	補助金の返還について.....	- 20 -
6	導入した設備の使用期間（財産処分制限期間）について.....	- 20 -
IV.	申請書類の記入例.....	- 21 -
1	交付申請書（第1号様式）の記入例.....	- 21 -
2	補助対象設備の概要（第2号様式）の記入例.....	- 23 -
3	市税等納付状況確認同意書（第4号様式）の記入例.....	- 25 -
4	誓約書（第5号様式）の記入例.....	- 26 -
5	実績報告書（第10号様式）の記入例.....	- 27 -
6	補助対象設備の概要（第11号様式）の記入例.....	- 28 -
7	交付請求書（第13号様式）の記入例.....	- 30 -
8	同意書（第17号様式）の記入例.....	- 31 -

I はじめに

匠瑛市では、令和3年(2021年)12月3日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、その一環として国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に応募し、令和5年(2023年)11月7日に選定されました。

この脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門※(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことであり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。国(環境省)では、全国で少なくとも100か所を選定する予定となっています。

この度、国(環境省)の「脱炭素先行地域」に選定された匠瑛市の脱炭素先行地域計画(以下「市計画」という。)の対象地域(以下「補助対象地域」という。)において省エネルギー設備の導入による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを推進するため、「匠瑛市脱炭素省エネ設備導入事業補助金」(以下「本補助金」という。)を交付します。

本補助金の申請に当たっては、「匠瑛市脱炭素省エネ設備導入事業補助金申請の手引き」及び関連する以下の資料等をよくお読みください。

なお、本補助金は、環境省の交付金を活用していますので、年度ごとに予算額の上限があります(上限額に達した場合は、匠瑛市ホームページ等でお知らせいたします。)

※ 民生部門とは

環境省が令和7年(2025年)3月に制定した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(詳細版(旧本編))ver2.0」では、温室効果ガス(エネルギー起源CO2)の部門を「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「エネルギー転換部門」「廃棄物の原燃料使用等」としています。

また、環境省の「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第6版)」(令和6年(2024年)12月)では、上記の区分のうち、「家庭部門」と「業務その他部門」を合わせ、「民生部門」としています。

「民生部門」のうち、「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設(飲食店・宿泊施設

等も含む。)のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。なお、自家用車等の利用に伴う排出は、「運輸部門」に分類されます。

<関連資料>

- 1 匠瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱(以下「市要綱」という。)
- 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)
- 3 国実施要領別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(先行地域づくり事業)(以下「国実施要領別紙1」という。)

・ 本補助金の概要

(1) 本補助金の名称

「**匠瑛市脱炭素省エネ設備導入事業補助金**」

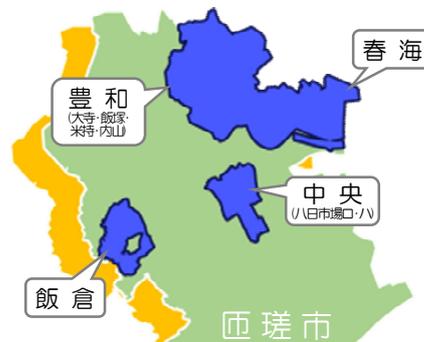
(2) 補助対象者(個人の場合)

以下の要件を全て満たす方が、本補助金の補助対象者となることができます。

- ① 補助金の交付を申請する年度内に、補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施する者であること。
- ② 補助対象地域内に、本市の住民基本台帳の記録があり実際に居住していること。

【補助対象地域】

- ・ 豊和地区(大寺、飯塚、内山、米持)
- ・ 椿海地区(春海)
- ・ 豊栄地区(飯倉)
- ・ 中央地区(八日市場口、八日市場ハ)



- * なお、補助対象地域内に住宅を新築する場合その他の事由で、申請時点において補助対象地域に居住していない方も、実績報告の期日までに、補助対象地域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録される場合に限り、補助対象者となることができます。

- ③ 本市に納付すべき税に滞納がないこと。
- ④ 本補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)の設置に要する費用を負担し、補助対象設備を所有すること。
- ⑤ 補助対象設備の設置を実施する住宅が、下記のいずれがに該当する場合は全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について承諾を得ていること。
 - ア 第三者が所有している場合
 - イ 当該住宅に本補助金の交付を申請する者以外の共有者がいる場合で、かつ、当該補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合
- ⑥ 匠瑛市暴力団排除条例(平成24年匠瑛市条例第1号)第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- ⑦ 補助対象設備に、国、県及び本市から本補助金以外の補助等を受けていないこと。
- ⑧ 補助対象設備に対し、過去に本補助金を受けていないこと(同一世帯の構成員を含む。)

(3) 補助金額

補助対象設備	ア 補助率 イ 補助限度額等	導入方法
① 既存住宅断熱改修(戸建住宅)	ア 2/3以内 イ 上限120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸)	購入・リース
② 高効率空調機器(エアコン)	ア 2/3以内 イ 上限20万円	
③ 高効率給湯機器(エコキュート、エコワンその他のハイブリッド給湯器)	ア 2/3以内 イ 上限60万円	

(4) 高効率空調機器等の要件

高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)を設置する場合には、下記のA又はBのいずれか1つの要件を満たしたうえで、匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者に、電力契約を切り替えていただくことが必要になります。

A 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置

高効率空調機器等を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と接続すること。

B 当該住宅の電力契約を再生可能エネルギー電力に切替

- ① 再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合
又は
- ② 当該住宅の想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合
⇒ その不足分を再生可能エネルギー電力証書(グリーン電力証書、再生

可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT 非化石証書又は非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）の購入又は再生可能エネルギー電力メニューからの調達で補うことができること。

匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者
(令和7年(2025年)4月現在)

◎ 株式会社 しおさい電力
所在地： 匝瑳市八日市場ハ891番地
Mail: shiosai-pw@1363.jp
TEL: 0479-70-0505
FAX: 0479-72-1373

設備導入方法の解説

『リース』とは？

導入費用を自分で支払う代わりに、リース会社に購入してもらい、その設備を借りる形式で設備を利用できる仕組みです。利用者は、リース料金として、毎回、固定額をリース会社に支払います。

申請の例

○ 以下の設備を申請者個人で購入して設置する場合

(下記①+(下記②のA又はBのいずれか1つ))

① 導入設備	補助率	事業費	うち補助額
エアコン(2台)	2/3	50万円(2台合計)	33万円(2台合計)
給湯器(1台)	2/3	60万円	40万円
合計		110万円	73万円



② 次のA又はBのいずれか1つの要件を満たしたうえで、匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売業者に、電力契約を切り替えていただくことが必要になります。

A 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置

又は

B 当該住宅の電力契約を再生可能エネルギー電力に切換

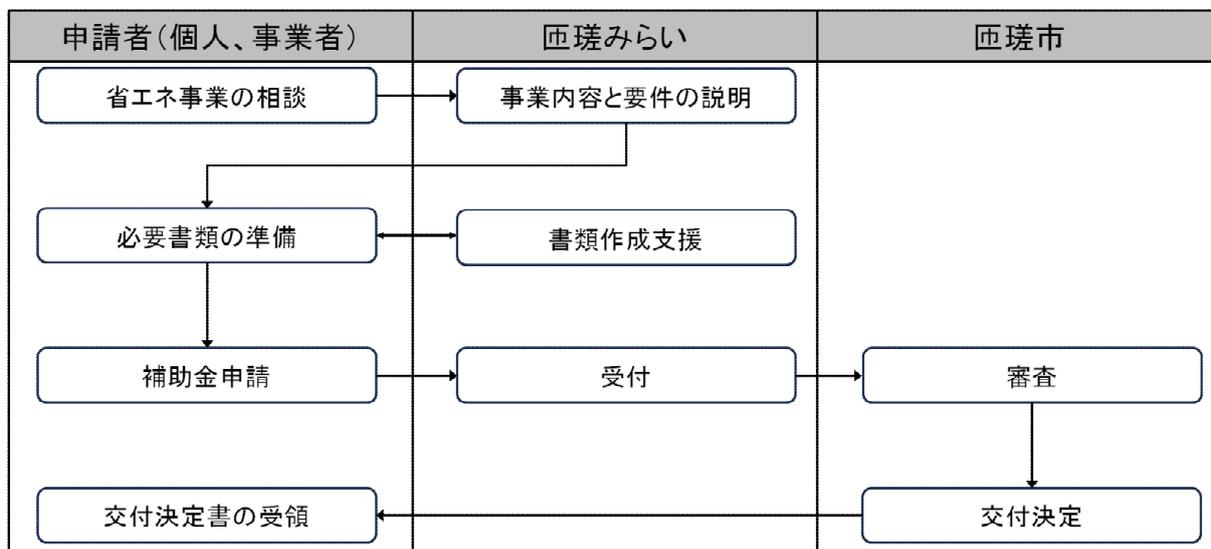
※ あくまで参考の金額となります。

具体的な金額等の詳細は、設備業者やメーカーにお問合せください。

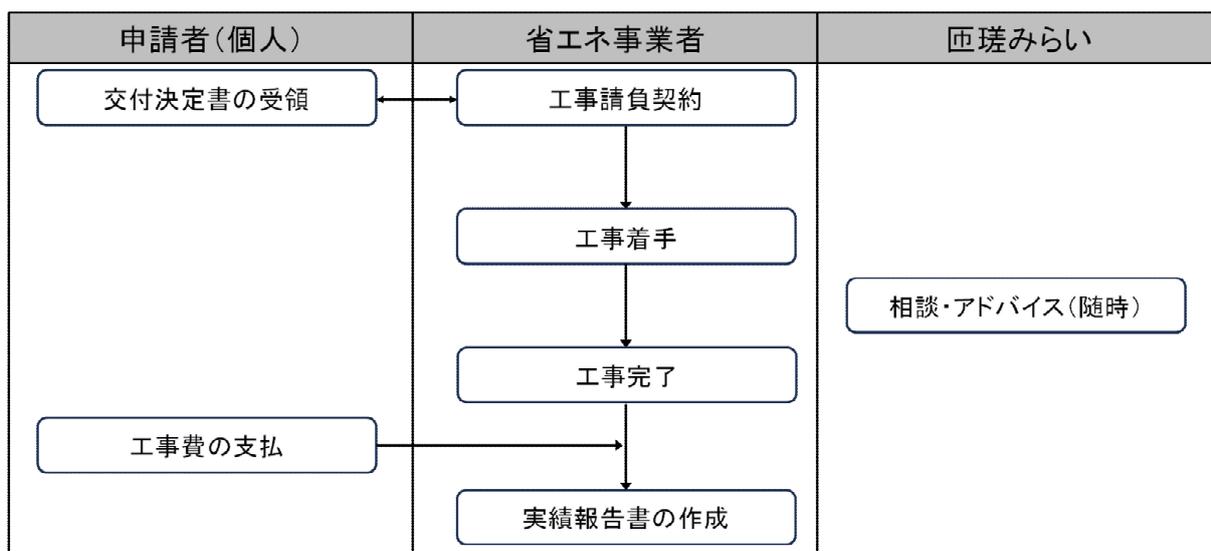
(5) 申請の流れ

本補助金の申請に係る手続の主な流れは、下記のとおりとなります。

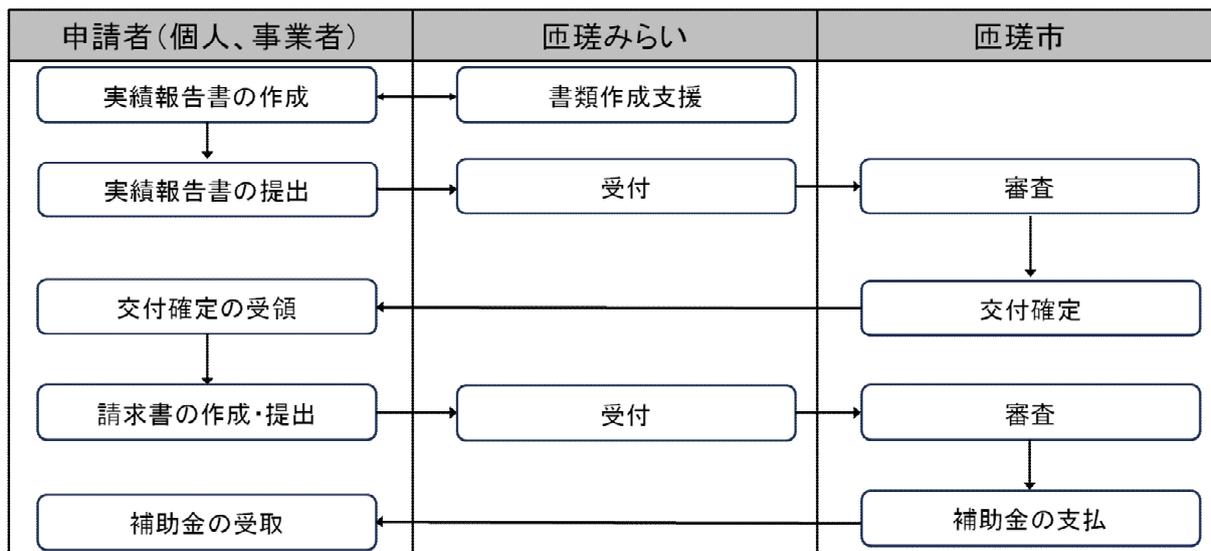
○交付申請から交付決定まで



○事業着手から事業完了まで



○実績報告から補助金の支払まで



II 補助対象となる範囲

1 補助対象事業

以下の全ての要件を満たす事業が補助対象事業となります。

- (1) 補助対象地域内で実施するものであること。
- (2) 法令又は予算制度に基づき、国、県又は本補助金以外の本市の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- (3) 導入する設備は各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
新品の設備であること(中古設備は、補助対象事業の対象外である。)
- (5) 財産処分制限期間を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 財産処分制限期間を経過するまでの間、本補助金を利用して取得した財産等を、市長の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行わないこと。
- (7) 補助対象事業で導入する設備の工事については、1者以上の業者から見積書を取得すること。

2 補助対象設備の要件

補助対象設備の主な要件を示します。詳細は、「国実施要領別紙1」を御参照ください。

補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
(1) 既存住宅断熱改修	<p>① 設置する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品であること(P.11参照)。また、改修する部位については、当該既存住宅の断熱リフォーム支援事業のエネルギー計算結果早見表(P.12参照)を使用すること。</p> <p>② 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること(居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても本補助金の交付の対象外とする)。</p> <p>③ 設置する高性能建材である断熱材並びに窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置又は施工すること。</p> <p>④ 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス、欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。</p> <p>⑤ 断熱材並びに窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ本補助金の交付対象とする。</p>
(2) 高効率空調機器等	<p>① 高効率空調機器等を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賅うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、</p> <p>② 再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合、又は②想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合は、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。)からの再生可能エネルギー電力証書(グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT 非化石証書又は非FIT 非化石証書(再生可能エネルギー指定))の購入又は再生可能エネルギー電力メ</p>

ニューによる調達で補うことができること。

- ③ 次に掲げるもので、従来の高効率空調機器等に対して二酸化炭素削減効果が得られること。

ア 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート)

イ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)

ウ 高効率直圧式石油給湯器(エコフィール)

エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(エコワン)その他のハイブリット給湯器

- ④ 高効率空調機器等の設置の工事を市内施工業者(本市の区域内に、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。)が施工すること(当該高効率空調機器等を設置した住宅を建売で取得する場合を除く。)

※ 高効率空調機器等については、既存設備の「更新」又は「新設」のどちらも交付対象となります。

既存住宅断熱改修の補助対象製品について

既存住宅断熱改修の補助対象製品は、環境省による事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」の**補助対象となる製品に限ります。**

詳細は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」の対象製品一覧(下記URL)を御確認ください。

- 公益財団法人 北海道環境財団 ホームページ(環境省補助金専用サイト)

既存住宅の断熱リフォーム支援事業 既存住宅断熱改修対象製品一覧

URL: <https://ekes.jp/>



既存住宅断熱改修(改修する部位・改修率)について

下記の表を参考に、御確認ください。詳細は、環境省による事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」のエネルギー計算結果早見表を御確認ください。

○ 公益財団法人 北海道環境財団 ホームページ(環境省補助金専用サイト)

既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (令和7年3月公表)公募要領(トータル断熱)

URL: https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/danref_kohbo_R7_03_danref_kohbo.pdf

断熱部位 位数	断熱改修の部位				最低改修率※ 「地域区分6」
	天井	外壁	床	窓・ガラス	
4 部位	天井	外壁	床	窓の改修・ガラスの改修	25%
3 部位	天井	外壁		窓の改修・ガラスの改修	25%
	天井	外壁	床		25%
		外壁	床	窓の改修・ガラスの改修	25%
	天井		床	窓の改修・ガラスの改修	25%
2 部位	天井	外壁			25%
	天井		床		25%
	天井			窓の改修・ガラスの改修	25%
		外壁		窓の改修	70%
		外壁		ガラスの改修	70%
		外壁	床		100%
			床	窓の改修	100%
			床	ガラスの改修	100%
1 部位				窓の改修	100%

※ 最低改修率について

以下の計算方法で計算した改修率が、最低改修率以上であることが交付の要件となります。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象となる部屋の床面積の合計(m}^2\text{)}}{\text{住宅の延べ床面積(m}^2\text{)}}$$

窓・ガラスの工法及び施工について

- (1) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とします。
- (2) 以下の窓は、**改修を要件としません**。
 - ① 換気小窓
 - ② 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
 - ③ 換気を目的としたジャロジー窓
 - ④ ガラスブロック
- (3) 窓及びガラスを改修対象部位とした場合は、テラスドア及び勝手口ドアの改修を要件としません。
- (4) 天窓は、改修を要件としません。

断熱材の施工について

- (1) 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、**屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修することが必要**です。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としません(天井全体面積の最大15%まで)。
- (2) 床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としません。

導入設備選定の際の参考サイト

導入する設備は、下記のサイト等を活用しつつ選定してください。

また、設備の詳細についてはメーカーや設備業者等にお問い合わせください。

- 省エネ性能のあるエアコン・LED・エコキュート等の商品検索

省エネ製品 情報サイト「省エネ性能カタログ電子版」

URL: <https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>



3 補助対象経費

下記の表の項目に該当する経費が補助の対象となります。

また、設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記の表を参照の上、明細内訳が分かるよう依頼してください。

なお、交付申請に当たっては、**消費税及び地方消費税額を含まない額**で記入願います。

補助対象設備の種類	補助対象経費
既存住宅断熱改修	設備本体(高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアのことをいう。以下この項において同じ。)並びに設備本体の設置に直接的にかかわる工事費等(設備本体の取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費 等) ※ 網戸、雨戸その他の窓付属部材費は、補助対象経費に含まない。
高効率空調機器等	設備本体(貯湯ユニット等)及び付属品(リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)

Ⅲ 交付申請等について

1 交付申請について

(1) 本補助金の申請に当たっての留意事項

- ① 本補助金の交付申請に当たっては、市長から通知する交付決定の前日に補助事業に着手(発注、契約、購入又は設置のいずれか1つでも行った場合は着手したものとします。御注意ください。)したものについては、本補助金の交付対象となりません。
- ② 本補助金の交付申請をした日の属する年度の2月末日までに、補助事業が完了し、かつ、工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告を市長に提出することが必要です。
- ③ 本補助金の交付申請書、実績報告書及び請求書(以下これらを「申請書等」という。)の受付に係る事務を市計画に記載する法人(以下「委託法人」という。)に委託します。
- ④ 委託法人は、申請書等が当該委託法人の事務所に到達した場合は、当該申請書等の記載事項に不備がないこと、申請書等に必要な書類が添付されていることその他申請書等の形式上の要件を確認し、当該要件に適合しない申請書等については、速やかに、申請書等を提出した者に対し相当の期間を定めて当該申請書等の補正を求めるものとしています。当該補正がある場合には御協力願います。
- ⑤ なお、委託法人が申請書等を受け付けた日をもって、市長が当該申請書等を受け付けた日とみなします。

(2) 申請書等の提出先

委託法人 (補助金事務局)

名 称: 匠瑳みらい株式会社

所 在 地: 匠瑳市八日市場ハ941番地1

八日市場壱番街203号 (郵便番号 289-2141)

M a i l: info-mail@sosa-mirai.com

T E L: 0479-85-8464

※1 書類不備の場合は、市(ゼロカーボン推進課)での審査が出来かねますので、委託法人に書類を提出する際は、記入漏れ、添付漏れ等がないよう下記の(3)の提出書類を今一度御確認ください。

※2 交付決定日前に着手(発注、契約、購入又は設置のいずれか1つでも行った場合

は着手したものとします。御注意ください。)されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、御注意ください。

(3) 交付申請に係る提出書類

交付申請の際には、以下の【① 共通書類】に、補助事業の種別に応じ【② 既存住宅断熱改修の場合】又は【③ 高効率空調機器等の場合】のいずれかの書類を添付して提出してください。

【① 共通書類】

No.	書類	備考
1	第1号様式(交付申請書)	
2	第2号様式(補助対象設備の概要)	
3	見積書等の写し	
4	第3号様式(リース料金の算定根拠明細書)	リースの場合に限る。
5	住民票謄本の写し又は第1号様式(第2面)(住民基本台帳の閲覧同意書)	
6	納税証明書の写し又は第4号様式(市税等納付状況確認同意書)	
7	設置する住宅の位置図及び設計図、平面図等	
8	住宅の所有者又は共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類	申請者が住宅の所有者でない場合又は住宅の申請書以外の共有者がいる場合
9	法人に係る登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項全部証明書)の写し	リースの場合に限る。
10	財産処分制限期間満了までに必要な措置等を証明できる書類	リースの場合に限る。
11	第5号様式(誓約書)	
12	その他、市長が必要と認める書類	

【② 既存住宅断熱改修の場合】

No.	書類	備考
1	既存住宅断熱改修に用いる高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの製品に係るメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書その他の書類)の写し	
2	既存住宅断熱改修を実施する建築物に係る登記事項証明書の写し	
3	補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図)	
4	既存住宅断熱改修工事着工の前日までに当該住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類の写し	
5	既存住宅断熱改修箇所に係る当該既存住宅断熱改修前の現況写真	
6	その他、市長が必要と認める書類	

【③ 高効率空調機器等の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書その他の書類)の写し	
2	補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し	
3	補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図)	
4	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真	
5	補助対象設備を設置する住宅が建売の場合は、売買見積書その他の経費の内訳が分かる書類	
6	その他、市長が必要と認める書類	

(4) 記入方法

第1号様式(交付申請書)その他の書面の詳しい記入の仕方は、「V. 申請書類の記入例」を御確認ください。

2 実績報告について

(1) 実績報告の時期

下記の①又は②のいずれか早い日

- ① 工事完了後30日以内
- ② 補助金の交付申請をする日の属する年度の2月末日

(2) 実績報告書の提出先

委託法人（補助金事務局）

名 称： 匠瑳みらい株式会社

所 在 地： 匠瑳市八日市場ハ941番地1

八日市場壺番街203号 （郵便番号 289-2141）

M a i l: info-mail@sosa-mirai.com

T E L: 0479-85-8464

(3) 実績報告に係る提出書類

実績報告の際には、以下の【①共通書類】に、補助事業の種別に応じ【②既存住宅断熱改修の場合】又は【③高効率空調機器等の場合】のいずれかの書類を添付して提出してください。【① 共通書類】

No.	書類	備考
1	第10号様式(実績報告書)	
2	第11号様式(補助対象設備の概要)	
3	工事請負契約書の写し	
4	領収書等及び内訳を示すものの写し	リースの場合を除く。
5	住民票謄本の写し又は第1号様式(第2面)(住民基本台帳の閲覧同意書)	補助金交付申請書(第1号様式)を提出した際に提出していない場合に限る。
6	設置状況が確認できる写真	設置前と同じ位置から撮影したもの及び補助対象設備の型式がわかるもの
7	その他、市長が必要と認める書類	

【②既存住宅断熱改修の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(補助対象設備の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。)	
2	補助対象設備を設置する住宅が別表第3「既存住宅断熱改修」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類	
3	その他、市長が必要と認める書類	

【③高効率空調機器等の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	
2	補助対象設備が別表第1「高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	
3	補助対象設備を設置する住宅が別表第3「高効率空調機器等」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類	
4	その他、市長が必要と認める書類	

3 その他報告・調査について

設備の導入後は、環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対して、御協力ください。

4 申請内容の変更(中止)・取下げについて

(1) 変更(中止)について

補助対象事業の内容を変更(中止)する場合は、変更(中止)の内容に応じて地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認申請書(第7号様式)を市担当課(ゼロカーボン推進課)まで御提出ください。

(2) 申請の取下げについて

本補助金の交付申請の取下げを行う場合は、本補助金の交付決定の日から30日以内又は補助金交付申請をした年度の2月末日のいずれか早い日までに地

域脱炭素省エネ設備導入事業補助金申請取下届出書(第9号様式)を、市担当課(ゼロカーボン推進課)まで御提出してください。

5 補助金の返還について

交付事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 市要綱の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付決定又は交付を受けた場合
- (3) 補助事業者が補助金の交付決定の日から、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市に納付すべき税に滞納が生じた場合
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合

6 導入した設備の使用期間(財産処分制限期間)について

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡等ができない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている財産処分制限期間の期間は、下表のとおりです。

補助対象設備	財産処分制限期間
既存住宅断熱改修	10年
高効率空調機器等(エアコン・エコキュート等)	6年

- ※ 導入する機器によっては、上表の年数に該当しない場合もあります。
詳しくは、市担当課(ゼロカーボン推進課)に御相談ください。

IV. 申請書類の記入例

1 交付申請書(第1号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第1号様式 (第7条関係)

(第1面)

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書

令和〇年×月△日

匝瑳市長 あて

申請者 住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
 氏名 匝瑳 太郎
 電話 0479-73-0019

匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯器	複数の場合、複数に☑
補助対象設備を設置する住宅の所在地	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2	
補助金交付申請額	2,200,000 円	補助金の合計額を記載
補助対象設備の概要	別紙のとおり	
補助対象設備を設置する建物の種別 ※ 既存住宅断熱改修は、1のみ	① 既存の住宅に補助対象設 2 住宅の新築に併せて補助 (2の場合 入居予定	建物の種別に○ 2の場合は下記入居予定も記入してください。
補助対象設備を設置する住宅の所有者又は共有者の氏名	匝瑳 太郎 匝瑳 花子	

承諾書

(承諾者が多数の場合は、別途、承諾を受けていることが確認できる書類を添付すること。)

※ 申請者と住宅の所有者が異なる場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、下記に所有者又は共有者の署名をお願いします。

① 申請者以外で住宅の所有者又は共有者がいる場合は当該所有者又は共有者が住所・氏名・記入年月日を記入してください。
 ② 氏名は当該所有者又は共有者が自書してください。

は共有する住宅に補助金申請者が匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付対象となる設備を設置することについて、承諾

令和〇年×月△日

住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
 氏名(署名) 匝瑳 花子

(第2面)

住民基本台帳の閲覧同意書

※ 該当するものに☑

私は、匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、

同意します。 ・ 同意しません。

※1 同意いただける場合は、添付書類の住民票謄本（続柄の記載されたもの）の写しの提出は必要ありません。

※2 同意いただける場合に✓ 補助 同意いただけない場合に✓ 年柄
年度から起算して財産処分制限期間が経過した年度の記載されたもの）の写しを提出する
同意いただけない場合は、※3のとおり、毎年度、住民票謄本（続柄の記載されたもの）の写しを提出していただくこととなります。

※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、住民票謄本（続柄の記載されたもの）の写しを提出していただくこととなります。

共同申請者（補助対象設備の設置をリースで行う場合に限る。）

リース事業者 住所
氏名
電話
(法人の場合) 所在地
名称
代表者 職氏名
電話

補助対象設備の設置をリースで行う場合は記入してください。

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の概要（第2号様式）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された見積書その他の書類の写し（補助対象設備の設置をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する補助対象設備の購入費及び工事費が確認できる書類の写し）
- (3) 補助対象設備の設置に係るリース料金の算定根拠明細書（第3号様式）（補助対象設備の設置をリースで行う場合のみ）
- (4) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）の写し及び住民基本台帳の閲覧同意書（地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書（第1号様式）第2面）
- (5) 市に納付すべき税の納税証明書の写し又は市税等納付状況確認同意書（第4号様式）
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図及び設計図、平面図その他の当該補助対象設備が設置される個所が分かる図面
- (7) 申請者が住宅の所有者ではない場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類

2 補助対象設備の概要(第2号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第2号様式(第7条関係) 補助対象設備の概要

1 既存住宅断熱改修

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	○○○○	
製品名	○○○○	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	○○○○	
製品名	○○○○	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	○○○○	
製品名	○○○○	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	○○○○	
製品名	○○○○	
事業期間	着工予定日	令和○年×月×日
	完了予定日	令和○年○月○日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000円	
補助対象経費の3分の2 (上限120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸) (1,000円未満切り捨て)	1,200,000円	

製造者名と製品名を記載

① 2月末日までに完了し、かつ、工事完了後30日以内又は2月末且のいずれか早い日までに実績報告書を市に提出していただく必要があります。
② 事業期間に御注意ください。

見積額を記載してください。

補助対象経費に補助率を乗じた金額(1,000円未満切捨。当該金額が上限金額を超える場合は上限金額)を記載してください。

2 高効率空調機器等

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器	
製造者名	○○○○	
品名番号(設備本体)	○○○○	
事業期間	着工予定日	令和○年△月△日
	完了予定日	令和○年×月○日
市内施工事業者	住所 匝瑳市○○○○ 氏名 ○○○○ 電話 ○○○○ (法人の場合) 所在地 名称 代表者職氏名 電話	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	600,000円(2台)	
補助対象経費の3分の2 (上限 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)	400,000円	

複数台数を整備する場合は、カッコ書で台数を記入してください。

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名		○○○○ 製造者名と製品名を記載してください。
品名番号 (設備本体)		○○○○
事業期間	着工予定日	令和○年×月×日
	完了予定日	令和○年○月▽日
市内施工事業者		住所 氏名 電話 (法人の場合) 所在地 匝瑳市○○○○ 名称 株式会社○○○○ 代表者職氏名 代表取締役 ○○○○ 電話 ○○○○
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		1,000,000円
補助対象経費の3分の2 (上限 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)		600,000円

- ① 2月末日までに完了し、かつ、工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を市に提出していただく必要があります。
- ② 事業期間に御注意ください。

「高効率空調機器」と「高効率給湯器」を同時に設置する場合は、それぞれの種別ごとに、このページを作成してください。

3 市税等納付状況確認同意書(第4号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。
第4号様式(第7条関係)

市税等納付状況確認同意書

令和〇年×月△日

匝瑳市長 あて

私は、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき市税及び私が国民健康保険の被保険者である場合には私の属する世帯の国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者(補助金申請者) 住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
氏名 匝瑳 太郎

- ① 同意いただける場合は、住所氏名を記入してください。
- ② 同意いただけない場合は、市に納付すべき税の納税証明書の写しを申請時及び補助金交付後、本同意書の提出があるまでの間、毎年度提出していただくこととなります。

(補助金申請者が国民健康保険の被保険者である場合で、かつ、当該補助金申請者の属する世帯の世帯主でない場合のみ当該世帯主の同意をお願いします。)

私は、補助金申請者が匝瑳市の国民健康保険の被保険者である場合には匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者(補助金申請者が属する世帯の世帯主)
住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
氏名 匝瑳 花子

- ② この欄は、補助金申請者が国民健康保険の被保険者の場合で、かつ、当該補助金申請者の属する世帯の世帯主でない場合のみ使用するものです。
- ③ 当該世帯主の同意を同意いただける場合は、当該世帯主の住所氏名を記入してください。
- ③ 同意いただけない場合は、市に納付すべき税の納税証明書の写しを申請時及び補助金交付後、本同意書の提出があるまでの間、毎年度提出していただくこととなります。

4 誓約書(第5号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。
第5号様式(第7条関係)

誓約書

私が、匝瑳市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと及び将来についてもないこと並びに補助対象設備の設置をリースで行う場合には、リース事業者(リース事業者が法人の場合は、当該法人の代表者及び役員をいう。以下同じ。)には、暴力団員又は暴力団密接関係者がいないこと及び将来についてもいないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私及び当該リース事業者が不利益を被ることとなっても、匝瑳市には異議を申し立てません。

令和○年×月△日

匝瑳市長 あて

誓約者 住 所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
氏 名 匝瑳 太郎

制約内容を確認の上、住所氏名を記入してください。

(補助対象設備の設置をリースで行う場合に限る。)

誓約者 リース事業者 住 所
氏 名
電 話
(法人の場合) 所在地
名 称
代表者 職氏名
電 話

補助対象設備の設置をリースで行う場合は、リース事業者が記入してください。

5 実績報告書(第10号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第10号様式(第13条、第23条関係)

(第1面)

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書

令和◎年▽月○日

匠瑛市長 あて

交付決定通知書の日付番号を記載してください。

報告者 住所 匠瑛市八日市場ハ793番地2
氏名 匠瑛 太郎
電話 0479-73-0019

令和×年○月○○日付け匠瑛市ゼ指令第○号の▽をもって交付決定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

補助金交付決定額	2,200,000円	記 交付決定通知書の金額を記入してください。
工事完了日	令和◎年○月▽日	複数の種別の設備を同時に整備する場合は、最も遅い種別の工事完了日を記載してください。
住民基本台帳の閲覧 (地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付申請書 閲覧同意書に同意いただいた場合は、本欄の記入は不要です。)		
<p>※ 該当するものに<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>私は、匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、 <input checked="" type="checkbox"/> 同意します。 ・ <input type="checkbox"/> 同意しません。</p> <p>※1 同意いただける場合は、添付書類の(3)住民票謄本(続柄の記載されたもの)の記載されたものから起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、提出する必要はありません。 同意いただける場合に<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>※3 年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、毎年提出していただくこととなります。 ① 同意いただけない場合に<input checked="" type="checkbox"/> ② 同意いただけない場合は、住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを補助金交付後、本同意書の提出があるまでの間、毎年提出していただくこととなります。</p>		

下記を確認し、 内容を確認後してください。

補助対象設備は、 準備し、設置しています。

共同補助事業者(補助対象設備の設置をリースで行う場合に限る。)がいる場合

(リース事業者) 住所
氏名
電話
(法人の場合) 所在地
名称
代表者 職氏名
電話

補助対象設備の設置をリースで行う場合は記入してください。

6 補助対象設備の概要(第11号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。
第11号様式(第13条関係)

補助対象設備の概要

1 既存住宅断熱改修

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	〇〇〇〇	
製品名	〇〇〇〇	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	〇〇〇〇	
製品名	〇〇〇〇	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	〇〇〇〇	
製品名	〇〇〇〇	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	〇〇〇〇	
製品名	〇〇〇〇	
事業期間	着工日	令和〇年▽月×日
	完了日	令和◎年〇月△日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000円 (玄関ドア部分10万円)	
補助対象経費の3分の2 (上限120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸) (1,000円未満切り捨て)	1,200,000円	

製造者名と製品名を記載してください。

領収書の額(消費税及び地方消費税の額を除いた額)を記載してください。

2 高効率空調機器等

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器	
製造者名	〇〇〇〇	
品名番号(設備本体)	〇〇〇〇	
事業期間	着工日	令和〇年▽月×日
	完了日	令和◎年〇月△日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	600,000円(2台)	
市内施工事業者	住所 匝瑳市〇〇 氏名 〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇 (法人の場合) 所在地 名称 代表者職氏名 電話	
補助対象経費の3分の2 (上限 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)	400,000円	

上限額に留意の上、補助対象経費に補助率を乗じた金額を記載してください(上限まで)。

市内施工事業者の住所等の事項を記載してください。

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名	〇〇〇〇
品名番号 (設備本体)	〇〇〇〇
事業期間	着工日 令和〇年▽月×日
	完了日 令和◎年〇月△日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	1,000,000円
市内施工事業者	住 所 氏 名 電 話 (法人の場合) 所在地 匝瑳市〇〇〇〇 名称 株式会社〇〇〇〇 代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇
補助対象経費の3分の2 (上限 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)	600,000円

7 交付請求書(第13号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。
第13号様式(第15条関係)

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書

令和◎年△月◇日

匝瑳市長 あて

請求者 住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
氏名 匝瑳 太郎
電話 0479-73-0019

(補助対象設備の設置をリースで行う場合)

請求者 共同補助事業者 住所
(リース事業者) 氏名

電話

(法人の場合) 所在地

名称

代表者 職氏名

電話

額確定通知書の内容を記載してください。

令和◎年○月○○日付け匝瑳市ゼ達第○号の△で額の確定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 2,200,000 円

額確定通知書の内容を記載してください。

2 振込先

振込金融機関名	○○銀行	本支店名	○○支店
フリガナ	ソウサ タロウ		
口座名義	匝瑳 太郎	① 振込先の口座情報を記載してください。 ② 口座名義は、交付決定者の名義にしてください。 ③ リースの場合は、リース事業者が指定する口座を記載してください。	
口座の種類	普通		
口座番号	○○○○○○○○		

補助対象設備の設置をリースで行った場合は、共同補助事業者(リース事業者)が指定する口座を記載すること。

8 同意書(第17号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第17号様式(第23条関係)

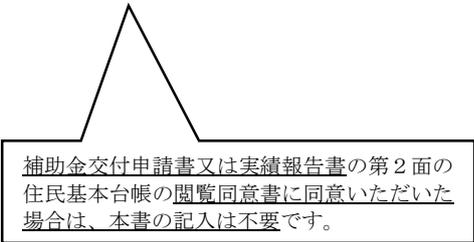
同意書

令和◎年○月△日

匝瑳市長 あて

私は、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、同意します。

同意者(補助金申請者) 住所 匝瑳市八日市場ハ793番地2
氏名 匝瑳 太郎



補助金交付申請書又は実績報告書の第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意いただいた場合は、本書の記入は不要です。